

指定申請の手続きについて

1. 指定申請等の手続の概要

高松市内で、指定介護サービス事業を実施するには、高松市長に申請を行い、サービスの種類ごと、事業所ごとに指定または開設の許可を受ける必要があります。

指定申請を行う場合は、各サービスの指定基準等を確認していただき、事前協議を行ったうえ、必要書類を添えて、高松市健康福祉局介護保険課へ提出してください。なお、指定申請手続きには、手数料が必要となります。

2. 事業者の種類と指定（開設）の要件

各サービスの指定基準の詳細については、高松市健康福祉局介護保険課までお問い合わせください。

(1) 指定居宅サービス事業者等

① 指定居宅サービス事業者（法70条～78条）

居宅サービス事業を行う者のうち、都道府県知事の指定（※）を受けたものです。指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

ア 法人であること

※以下のものについては、法人格は不要です。

- ・病院、診療所により行われる訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所リハビリテーション，短期入所療養介護
- ・薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 人員基準を満たすこと

ウ 設備・運営基準を満たすこと

② 指定居宅介護支援事業者（法第79条～第85条）

居宅介護支援事業を行う者のうち、都道府県知事の指定（※）を受けたものです。指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

ア 法人であること

イ 人員基準を満たすこと

ウ 設備・運営基準を満たすこと

③ 指定介護老人福祉施設（法第86条～第93条）

特別養護老人ホームのうち、都道府県知事の指定（※）を受けたものです。指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

ア 人員基準を満たすこと

イ 設備・運営基準を満たすこと

④ 介護老人保健施設（法第94条～第106条）

介護保険法に基づき、介護老人保健施設の開設の許可を受けたものです。許可を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

ア 開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定めるものであること

イ 人員基準を満たすこと

ウ 設備・運営基準を満たすこと

⑤ 指定介護療養型医療施設（旧法第107条～第115条）

療養病床を有する病院または診療所であって、都道府県知事の指定（※）を受けたものです。指定を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

ア 人員基準を満たすこと

イ 設備・運営基準を満たすこと

⑥ 指定介護予防サービス事業者（法第115条の2～第115条の10）

介護予防サービス事業を行う者のうち、都道府県知事の指定（※）を受けた者です。
指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

ア 法人であること

下記のものについては、法人格は不要です。

- ・ 病院、診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
- ・ 薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 人員基準を満たすこと

ウ 設備・運営基準を満たすこと

（2）基準該当サービス事業者（法第42条，第54条）

指定事業者としての要件のうち一部を満たしていない居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者で、指定サービスと同じような水準のサービスの提供が可能であるとして市町の判断によりそのサービスを保険給付の対象とすることが認められたものです。

事業者の具体的な要件は、厚生労働省令等で定められており、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、福祉用具貸与および居宅介護支援が対象サービスとなります。

（3）離島等における相当サービス事業者（法第42条，第54条）

指定居宅サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域において、当該サービスに求められる人員基準・設備運営基準等を満たしていない事業者によるサービスであっても、これらに相当するサービスとして、市町の判断によりそのサービスを保険給付の対象とすることが認められた事業者です。

（4）指定地域密着型サービス事業者等

① 指定地域密着型サービス事業者（法第78条の2～第78条の11）

地域密着型サービス事業を行う者のうち、市町村長の指定を受けた者です。
指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

ア 法人であること

イ 人員基準を満たすこと

ウ 設備・運営基準を満たすこと

② 指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第115条の12～第115条の20）

地域密着型介護予防事業を行う者のうち、市町村長の指定を受けた者です。
指定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

ア 法人であること

イ 人員基準を満たすこと

ウ 運営基準を満たすこと

（※）介護保険法の改正により、平成24年4月1日から介護保険事業所の指定等に関する事務が、県から指定都市・中核市に権限移譲したことに伴い、高松市内の事業所の指定は高松市長が行います。

3. 指定の単位

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うこととなります。

ただし、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(サテライト)であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として指定することができます。

- （1）利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- （2）職員の勤務体制、勤務内容等が一体的に管理されること。事業所内において、必要な場合に、従業員相互の間で支援が行える体制にあること。
- （3）苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- （4）事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- （5）人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。

4. 指定（開設許可）の申請について

高松市長の指定（介護老人保健施設にあっては開設許可）の申請を行う場合は、以下の書類をご提出ください。

【提出書類】

- 指定（許可申請書） 様式第34号
- 付表
- 添付書類一覧に記載の書類

参照 様式集

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/kenko/kaigo/sodan/yoshiki/index.html>

【留意事項】

- 事業を始めようとする際には、申請予定の事業の基準等をあらかじめご確認ください。
- 指定申請を行うには、事前協議が必要となりますので、あらかじめご連絡ください。

参照 事前協議について

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/shiteishinsei/jizen.html

- 事業開始予定の1ヶ月前には申請書等をご提出ください。
- 書類に不備がある場合は、補正が必要となりますが、補正をしている期間は申請書を受付したことにはなりません。
- 指定申請を受付後、申請書類の審査および必要に応じて現地調査を行います。
- 指定日は原則、毎月1日または15日です。

【事業所指定に係る特例措置】

次に掲げる事業者については、指定申請の手続を行うことなく、同表に定めるサービスの提供事業者の指定があったものとみなされ、サービスの提供を行えることとなります。

種別	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所リハ	短期療養	みなしの 根拠規程
保険医療機関	●	●	●	●		法令71条第1項
保険薬局			●			法令71条第1項
介護老人保健施設				●	●	法令72条第1項
介護療養型施設	●	●	●		●	法令72条第1項

※介護保険法の規定により指定申請を行わずにサービス提供事業者となれる場合は、別段の申出を行わない限り、指定があったものとみなされます。

5. 別段の申出

前記「4. 指定（開設許可）の申請」のうち、特例措置を受けない場合（サービス提供を行わない場合）には、「指定を不要とする旨の申出書」（様式第35号の6）を提出してください。指定基準を満た

していない場合は、指定（開設許可）の取消事由に該当します。特例措置がある場合にも、基準を満たし得ない場合には、「指定を不要とする旨の申出書」を提出してください。

6. 指定の辞退

介護老人福祉施設、介護療養型医療施設が指定を辞退する場合は、「指定辞退申出書」（様式第38号）に必要書類を添えて提出してください。

7. 提出方法

【提出先】高松市健康福祉局介護保険課 相談指導係（高松市役所1階27・28番窓口）

【提出方法】原則として、介護保険課へ持参すること。

※ 受付時間は、平日の9:00～16:00とさせていただきます。

※ 提出の際は、その日時を事前にお知らせください。

【提出期限】事業開始予定の1ヶ月前

8. 指定更新申請手数料および納付方法

指定申請には、手数料が必要となります。指定申請書の受理後、納入通知書を郵送いたしますので、これに現金を添えて高松市指定金融機関等へ納付してください。詳細は、別紙「手数料について」をご覧ください。

参照 申請等に係る手数料について

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/shit_eishinsei/index.files/19274_L16_24tesuuryou.pdf

9. その他

（1）変更の届出

変更の届出が必要な事項について変更があった場合には、「変更届出書」（様式第36号）に必要書類を添えて提出してください。

（2）事業の廃止、休止または再開の届出

居宅サービスまたは居宅介護支援の事業を廃止、休止または再開する場合には、「廃止・休止届」（様式第37号）、「再開届」（様式第36号の2）に必要書類を添えて提出してください。

（3）介護老人保健施設に係る諸手続

上記以外に、介護老人保健施設に関する手続には次のものがありますので、申請をお願いします。

- 開設許可事項（敷地面積、建物構造、施設共用の場合の利用計画、運営規程 [職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る]、協力病院 [病院の変更に限る]）の変更の許可
⇒「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」（様式第38号の2）
- 管理者の承認 ⇒「介護老人保健施設管理者承認申請書」（様式第38号の4）
- 広告の許可 ⇒「介護老人保健施設広告事項許可申請書」（様式第38号の6）

(4) 介護療養型医療施設に係る諸手続

上記以外に介護療養型医療施設についての手続には次のものがありますので、申請をお願いします。

- 入所定員増加に係る指定変更

⇒ 「指定介護療養型医療施設指定変更申請書」(様式第38号の8)